



(時間額)

(2) 日給制の場合

日給÷1日の所定労働時間Ⅳ最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められて

最低賃金が適用される場合には、

日給Ⅳ最低賃金額(日額)

(3) 月給制の場合

月給÷1箇月平均所定労働時間Ⅳ最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 前記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ前記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したも

のと最低賃金額(時間額)を比較します。

《最低賃金の周知義務などについて》

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る賃金額を確認し、最低賃金額以上の賃金を支払っているか確認しましょう。また最低賃金額並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要がありますので、パンフレットなどを掲示するなどしてください。

表2は、厚生労働省のホームページに掲載されている平成25年度版厚生労働省白書の統計データです。

これによると「最賃が適用されることは知らなかった」とする割合は減少傾向にあります。しかし、「最賃額を知っている」とする割合はほぼ横ばいの状態です。以前は、世間相場の賃金を支払っていたら愛知県最低賃金額を下回ることはありませんで

したが、昨年の改訂額からその差は縮まってきました。愛知労働局では、毎年10月ごろに最低賃金額の改訂を行っており、今年度、毎秋になりまして最低賃金の改訂についてご注意ください。愛知県最低賃金額を下回らないようご注意ください。

《最後に》

今までの説明内容や「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」について、また疑問や質問などありましたら最寄りの労働基準監督署、愛知労働局賃金課へお問い合わせください。

また最低賃金制度については、厚生労働省および愛知労働局ホームページに詳しい内容や統計資料を掲載していますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページアドレス  
<http://www.mhlw.go.jp/>  
愛知労働局ホームページアドレス  
<http://aichi-roudoukyoku.jp/>  
<http://site.mhlw.go.jp/>

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

表2

監督指導結果の推移(平成14年~平成24年 全国計)

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数 (A)	最賃支払 義務違反 事業場数 (B)	違反率 (B)/(A)	最賃を 知っている	金額は知らな いが適用され ることは知っ ている	最賃が適用 されること は知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数 (C)	最賃未 満労働者 数 (D)	最賃未 満労働者 率 (D)/(C)
14	14,016 件	1,283 件	9.2 %	24.6 %	60.8 %	14.6 %	204,208 人	4,363 人	2.1 %
15	13,080	860	6.6	29.1	52.7	18.3	197,402	2,723	1.4
16	12,337	678	5.5	30.2	53.1	16.7	178,757	2,321	1.3
17	11,820	753	6.4	30.9	50.5	18.6	177,086	2,087	1.2
18	10,700	731	6.8	32.6	51.8	15.6	149,523	2,376	1.6
19	20,362	1,399	6.9	33.4	56.0	10.7	299,402	4,241	1.4
20	19,550	1,318	6.7	34.7	56.5	8.8	310,782	4,081	1.3
21	9,743	833	8.5	32.5	59.7	7.8	150,126	3,393	2.3
22	13,559	1,055	7.8	34.2	57.6	8.2	192,080	3,482	1.8
23	14,398	1,481	10.4	41.3	51.8	6.9	201,362	5,275	2.6
24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2

(注) 各年とも1~12月の間の結果である。